

ゴテゴテ新聞と後手後手の主張「ブログマガジン エアフォース」創価問題新聞事件 第3～5回から

ブログマガジン エアフォース <http://pullman.blog117.fc2.com/>
 創価問題新聞事件 第3回 <http://pullman.blog117.fc2.com/blog-entry-169.html>
 創価問題新聞事件 第4回 <http://pullman.blog117.fc2.com/blog-entry-170.html>
 創価問題新聞事件 第5回 <http://pullman.blog117.fc2.com/blog-entry-171.html>

平成7年7月12日	<p>故朝木: アリバイ主張するも、捜査結果との矛盾、書類送検の告知後、供述撤回を表明。 「私のアリバイを含め、マスコミや他の者に対し、捜査内容について守秘義務を守ってもらいたいと思います。この件に関し、名誉毀損および誣告で相手方を告訴したいと考えております」</p> <p>捜査関係者: 「公務員の守秘義務に背くと今度はあなたたちが地方公務員法違反に問われますよ」という趣旨の脅しであると受け取った。</p>
平成7年?	<p>『週刊現代』記事(「明代は創価学会に殺された!」)をめぐる、創価学会から提訴された際: 「かえって真相究明の手間が省けた」</p> <p>万引き被害者から「東村山市民新聞」の記事をめぐる提訴された際: 「飛んで火に入る虫」 などと主張。</p>
平成7年10月7日	<p>東村山署: 万引き事件アリバイ関係をめぐり矢野取り調べ(双方録音あり)</p> <p>矢野: 転落死関係事情聴取については、調書の署名に応じている。 アリバイ関係事情聴取については、供述を洩る。</p> <p>アリバイに関する注文状況リストを確認した可能性あり。 取調べ内容の反訳書(平成15年9月18反訳資料)にて。のちに内容改竄疑惑発生。</p> <p>録音テープは、証拠としての提出は、されていない。</p>
平成7年11月	<p>矢野: 東村山署にてレシートについて聞かれ、 「もう頭にきたからここには来ない」と発言し、以降、アリバイを証明する資料は提出されていない。</p>
平成8年	<p>東京弁護士会館: 『聖教新聞』提訴記者会見</p> <p>朝木: 母の汚名返上のため、万引き冤罪、表裏一体の自殺の真相究明を表明。 警視庁(千葉)を提訴し、真相究明の材料が、平成11年末に一定の成果のちに書籍刊行。</p>
平成8年6月4日	<p>矢野・朝木: 弁護士を通じ、レストラン側にレジジャーナルの謄写・閲覧請求。</p>
平成14年3月4日	<p>朝木: 陳述書において、 警察が作成したリストは「改ざんされた可能性は極めて大きい」と主張。 平成7年10月7日、矢野が取調官からリストを示され、またそれに対して、 その場でリストの信用性についてなんらの反論もしていない。</p>
平成14年11月28日	<p>許さない会裁判の専門: 矢野: 「リスト」を見せられたことを認める。 リストを見せられたことを前提に、その場で「それは警察側が作成したもので信用できない」と指摘したと主張したが、矢野が提出した反訳書には、リストが「信用できない」、「ジャーナルを出しなさい」などの発言は存在しない。(矢野は何度も自分の「記憶違いもある」と弁解してる。)</p>
平成15年2月21日	<p>原告:千葉 被告:矢野・朝木 矢野・朝木: 東京地裁への回付申立。 申立の理由: 万引き、転落死に関して東京地裁で多くの裁判が行われていること 東京地裁に資料が集積していること、 代理人の事務所が東京都内にあること</p>
平成15年6月10日	<p>第1回口頭弁論 矢野・朝木: 答弁書提出された。</p> <p>「本案前の答弁」: (個人でなく、捜査批判をしているにすぎず、捜査に関わっていた個人が裁判での反論自体が違法で許されない)</p> <p>〈訴状記載「請求の原因」によれば、その概略は、「警視庁東村山警察署副署長として在職中の原告の捜査指揮を被告らがインターネット上で批判した行為が、原告の名誉を侵害した」とするものであるが、原告の公職者としての職務行為に関する批判言論について、詩人として当事者適格を有しないことは明らかである。〉</p> <p>〈さらに、原告は、名誉毀損であるとする被告らの批判言論が虚偽であると断定するが、かかる主張に関する原告の立証ないし反証活動は、原告が司法警察員警察官在職中の職務に関する事実を自ら明らかにすることを意味し、原告が負担する守秘義務に進んで違反することを前提としているものである。〉</p> <p>かかる違法行為を当然の前提とする訴訟提起は、訴えの利益を欠くものと言わなければならない。〉</p>
平成15年9月18日	<p>矢野・朝木: 訴因に対する実質的答弁なく、反訴状提出。 「『草の根グループ』の議席の私物化を許さない会」がピラの記載をめぐる提訴されていた裁判に提出した陳述書の内容によって名誉を毀損されたと主張していた。</p> <p>平成7年10月7日、東村山署での万引きアリバイ関係の矢野取り調べの内容に関する箇所(双方録音あり)</p>
平成15年11月10日	<p>『東村山の闇』刊行 平成11年、聖教裁判尋問、裁判途中で入手した司法解剖鑑定書記載から、「明代の万引き容疑が冤罪だったこと、および転落死も他殺であることがはっきりした」と書いている。</p>
平成16年3月5日	<p>千葉: 『東村山の闇』の記載内容について提訴。</p>
平成19年9月12日	<p>矢野・朝木: 実質的な争点、万引き、転落死に関する主張を始めた。</p>